

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により、平成18年9月29日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成19年2月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都駅南開発計画

京都市南区西九条北ノ内町12番及び18番

京都市南区西九条鳥居口町1番，2番，4番1及び4番2

京都市南区西九条院町25番，26番及び26番2

2 意見の概要

- (1) 自動車による渋滞，交通事故，粉塵，排気ガス等が問題
- (2) 計画を許可しないよう要求
- (3) 通学，通園路であるため，配慮が必要
- (4) 東寺道の大気汚染，騒音，振動，電波障害等に対する対応を要望
- (5) 施設屋上や壁面を緑化要望
- (6) 営業時間の短縮要望
- (7) 問題発生時の連絡先表示板の設置
- (8) 周辺道路も含めた周辺の清掃実施
- (9) 春日児童公園を含め，周辺の治安強化
- (10) 世界遺産東寺のバッファゾーンに高層ビルの建設反対
- (11) 府内で最大級の店舗は広い範囲の商店街，商店に破滅的な影響

3 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間及び時間

平成19年2月22日（木）から平成19年3月22日（木）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで，午後1時から午後5時まで

なお，上記2の意見の概要は，法第4条第2項の規定により，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）